bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL098-865-5162

沈黙に向き合う

沖縄戦 聞き取り47年 〈96〉

石原 昌家

被害住民 軍人と同列

政府答弁書 援護法適用者は「軍関与」

〝歴史修正主義〟の台頭④

本連載も最終段階を迎え、前回やや慢心気味の文を書いたとたんに数名の方から、間違いを指摘された。文化欄読者のするどい目が光っていることに今さらながら身が引き締まった。紙面を割いているのだから、記憶に頼りすぎず、労をいとわず、きちんと確認せよ、という本紙読者の声に深謝したい。前回、知の巨人と評判の高い加藤周一氏のエッセー集「夕陽妄語」を、大江健三郎ノーベル賞作家のエッセーだと記憶違いをしてしまい、新聞社に訂正記事まで載せていただくという失態を演じたのである。自分のしくじりを取り戻すべく、予告した安倍晋三首相の答弁書の分析にとりかかりたい。

安倍首相への質問

2007年3月31日、教科書記述の「集団自決」から軍関与が削除されたというと報道以後、沖縄はもとより、日本全国のメディアでもその問題が大きく報じられていった。そこで同年6月25日、元沖縄開発庁長官だった鈴木宗男国会議員が政府に質問主意書を提出した。

質問は3点で、その要点は「一、沖縄戦において、日本軍から沖縄の住民に自決の軍命令が下されたのか否かの事実について、政府の認識を明らかにすること」

「二、沖縄戦において、日本軍から沖縄の住民に対して自決の軍命令がなされたとの記述が教科書から削除される検定が下されたが、教科書検定に対する政府の認識如何」

「三、教科書検定に対する政府の認識如何」という質問であった。

それに対する安倍晋三総理大臣の回答である政府答弁書が、同年7月3日、閣議決定された。（写真参照）。回答は2点だった。

「一について　先の大戦において、沖縄は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が、犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたことは承知している。お尋ねの沖縄戦において不幸にも自決された沖縄住民のすべてに対して、自決の軍命令が下されたか否かについて、政府としては現時点においてその詳細は承知していない。なお、沖縄戦における住民の犠牲者のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の適用上、過去に戦闘参加者と認定されたものについて、その過程で軍命令があったとされた事例がある」

「二及び三について　沖縄戦におけるいわゆる集団自決については、種々の議論や意見があることは承知している。しかし、歴史教科書の検定は、国が特定の歴史認識を確定するという立場に立って行われるものではなく、学習指導要領や教科用図書検定基準により、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議の結果に基づき行われるものであり、御指摘の検定についても、沖縄戦の実態について誤解を生ずるおそれのある表現に関して、適切に検定意見を付したものと認識している」（琉球新報仮提供）

巧妙

この政府答弁書の「一について」は、「脳トレ」用の文章かと表現したくなるほど、実に巧妙に組み立てられている。沖縄住民に適用している援護法の仕組みを知っていないと読み解けない。

本来、軍人軍属が対象の援護法を0歳児にまで適用を拡大するにあたり、軍の命令・要請などの軍関与があったら「国との雇用類似の関係」が生じ、援護法の対象になるとしている。0歳児の場合、保護者が戦闘参加者と認定されていたら運命共同体として、同じく「陸軍戦闘参加者」などと認定される仕組みだ。

次に、「自決された沖縄住民のすべてに対して、自決の軍命令が下されたか否かについて、政府としては現時点においてその詳細を承知していない」という回答文の意味は、住民に適用拡大した援護法の根本的仕組みを知っている人にしか理解できない。

戦争被害を受けた住民すべてが、援護法の適用を受けるのではなく、「戦闘参加者についての申立書」を申請した遺族のみがその対象になっていることに着目しないといけない。すなわち、遺族が援護法への適用を申請する段階で、身内の戦争被害者を「戦闘参加者」だと判断を強いていることに最大の注意を払わないといけない。日本政府は実に巧妙に被害住民を軍人と同列におくという絡め取りをしているのである。日本軍に壕を追い出されたり、投降を絶対に許さない日本軍に死に追い込まれたり、スパイ視されて斬殺されたのだから、その被害者を「戦闘参加者」として申請することを拒んだ遺族が存在する。政府は「申立書」申請者のみを援護法の対象にしているので、「すべてに対して、自決の命令が下されたかについて」「現時点においてその詳細を承知していない」と、戦争被害に無責任な政府の姿勢が図らずも露呈している。この「現時点」という言葉にも深い意味がある。

政府公認の軍命令

実は、この援護法の適用は、過去の出来事と思われがちだが、2017年1月時点でも10歳の兄が戦闘参加者として受理された知人の実例を私は知っている。今後も遺族の申請があれば、受理される可能性がある。この点だけでも、厚労省役人の作成文書とわかる。

回答の「一について」、最も重要な箇所は最後の部分である。沖縄戦で犠牲となった住民に援護法を適用するにあたり、日本政府が定めた住民犠牲の態様を分類した戦闘参加者の20のケースに「集団自決」の項目が含まれている。鈴木議員の「自決の軍命令がくだされたか」という質問にたいして、政府は、援護法上、戦闘参加者と認定されたものには、軍命令があったと回答している。しかも、それは閣議決定したものである。

つまり、政府は、7月3日時点で、「集団自決」に軍関与があったと明言していたのだ。だが「二および三について」の答弁書は、なぜ真逆か。

（次回は20日掲載）

「集団自決」軍命も

政府が答弁書

政府は三日午前の閣議で、沖縄戦での「集団自決」に日本軍が関与し、犠牲者のうち、戦傷病者戦没者援護法の適用を認定した事例があるとする答弁書を決定した。沖縄県内の教科書から「集団自決」軍命も／政府が答弁書」の見出しで政府が閣議決定した答弁書について報じる2007年7月3日付の琉球新報夕刊